

令和3年度軽自動車税(種別割)のお知らせ

◎原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車

種 別		税率 (年額)
原動機付自転車	三・四輪車	3,700円
	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000円
	その他	5,900円
軽自動車の二輪	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円

◎軽自動車 (四輪・三輪)

種 別			税率 (年額)		
			① 旧税率	② 標準税率	③ 重課税率
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

- ① 旧税率……平成27年3月31日までに初度検査を行なった車両
(初度検査から13年を経過するまで)
- ② 標準税率……平成27年4月1日以後に初度検査を行なった車両
- ③ 重課税率…初度検査から13年を経過した車両
(平成20年3月31日以前に初度検査を行なった車両)

自動車検査証 平成 年 月 日

車両番号		交付年月日		初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・営業用の別		単体の形状			
○○○あ○○○		平成 年 月 日		平成 年 月	軽自動車	乗用	自家用		箱型	長さ	幅	高さ
車台番号		乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車両総重量						
車名		型式	原動機の型式	燃料の種類	前軸重	後軸重	型式指定番号		類別区分番号			
使用者	氏名又は名称											
	住所											
所有者	氏名又は名称											
	住所											

『初度検査年月』はここで確認ができます

※自動車検査証の様式が変更された平成15年10月14日前に新規検査を行なった車両については、検査月が把握できないため、新規検査を行なった年の12月を初年度検査の月とします。

◎燃費性能に応じたグリーン化特例による軽減

平成31年4月1日から令和3年3月31日に新規取得した三輪及び四輪の軽自動車（新車に限る。）についてグリーン化特例が適用されます。

また、グリーン化特例（軽減）は令和5年3月31日まで適用期限を延長し、三輪及び四輪の軽自動車で、一定の基準を満たすものについて、取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置が適用されます。

種類および用途区分		税率(年額)		
		電気軽自動車・天然ガス軽自動車 ^(注1)	① ガソリン車・ハイブリッド車 ^(注2)	② ガソリン車・ハイブリッド車 ^(注2)
三輪		1,000円	2,000円	3,000円
軽四輪乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
軽四輪貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
	営業用	1,000円	1,900円	2,900円

・電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%以上低減）

・①ガソリン車・ハイブリット車

乗用：令和2年度燃費基準+30%達成車

貨物用：平成27年度燃費基準+35%達成車

・②ガソリン車・ハイブリット車

乗用：令和2年度燃費基準+10%達成車

貨物用：平成27年度燃費基準+15%達成車

(注1) 天然ガス軽自動車とは、平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両です。

(注2) ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。